

日本専門医機構認定麻酔科専門医事前審査に関する内規

2016年4月22日制定
2017年3月24日改定
2018年3月23日改定
2019年5月27日改定
2020年5月07日改定
2020年5月15日改定
2020年7月18日改定
2021年3月16日改定
2022年3月25日改定
2023年3月24日改定
2023年5月15日改定
2024年3月22日改定
2024年4月26日改定
2025年4月25日改定
2025年11月28日改定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この内規は、日本専門医機構（以下、「機構」という。）の基準に基づき、機構から委託され公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）が行う日本専門医機構認定麻酔科専門医（以下、「機構専門医」という。）の事前審査の運用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 専門医とは、継続して麻酔科関連の業務に従事し、臨床に関する十分な知識と技量を有するとして、この内規に定める事前審査に合格のうえ、機構が認定した者とする。

2 前項の麻酔科関連の業務とは、以下の各号に掲げる業務をいう。

- (1) 周術期における麻酔管理に関する臨床または研究
- (2) 疼痛管理に関する臨床または研究
- (3) 集中治療部、救急施設等における重症患者の管理に関する臨床または研究

3 研究は新規申請の場合、原則認めない。ただし、審査会の判断により研究内容が麻酔関連であると認められた場合は、1年間までは認めることとする。

(有効期間)

第3条 機構専門医資格の有効期間は、登録された日から満5年間とする。

(認定の取消)

第4条 機構は、以下に掲げる事由に該当するとき、機構専門医の資格を取り消す。

- (1) 機構専門医が認定の取消を申し出たとき
- (2) 機構専門医の更新の手続きをしなかったとき
- (3) 機構専門医の応募条件を満たさなかったとき
- (4) 機構の理事会が機構専門医としてふさわしくないと認めたとき

- 2 機構が、前項第4号の事由により機構専門医の資格を取り消すとき、事前に本人に対し弁明する機会を与えなければならない。

第2章 新規認定

(申請対象)

- 第5条 機構専門医の書類審査を申請できる者は、以下の項に掲げる何れかを満たす者。
- 2 医師臨床研修終了後、申請する年の3月31日までに満4年以上の機構が定める所定の研修プログラムのもとで週3日以上麻酔科関連業務に従事し、所定の経験症例数を満たし、研修を修了している者。ただし、研修期間終了後5年以内を有効期限とする
 - 3 前項に該当せず、以下の(1)または(2)号を満たし、かつ申請年度の5年前から申請に至るまでに機構認定プログラムに属する本法人の認定施設で週3日以上従事し、かつ所定の必要経験症例数を満たしたうえで麻酔科管理症例600例以上を有する者。
 - (1) 2023年度迄に学会専門医申請歴のある学会専門医取得歴が無い者
 - (2) 機構専門医更新歴の無い学会専門医取得歴がある者

(申請資格)

- 第6条 機構専門医の書類審査を希望する者は、前条を満たし、かつ以下の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない。
- (1) 申請する年のこの法人の会費を完納していること
 - (2) 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、所定の単位実績があること
- 2 学会専門医取得歴が無い者は、申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、AHA-ACLS、またはAHA-PALSプロバイダーコースを受講し、プロバイダーカードを取得していること

(臨床実績)

- 第7条 この内規第5条第1号に定める週3日以上の麻酔科関連業務への従事にかかる証明は麻酔経歴書・臨床実績報告書とする。

(研究実績)

- 第8条 この内規第5条第3号に定める所定の単位実績、及び取得単位（学術集会等への参加実績および研究実績）の区分は、この法人の認定審査委員会が別に定める。

(申請)

- 第9条 機構専門医の事前審査を希望する者は、この法人の認定審査委員会の指定する方法により申請を行わなければならない。提出書類には麻酔科専門医研修プログラム修了証を含む
- 2 機構専門医新規申請の受付期間は、毎年5月1日から6月30日とする。この法人の認定審査委員会から指定があった場合は、指定された日程に変更する。

- 3 機構専門医新規申請は書類申請と受験申請の区分に分かれる。事前審査料は、書類申請で10,000円（税別）とし、申請時に納付する。受験申請で30,000円（税別）とし、申請時に納付する。この法人が定める期間内に事前審査料の納付が確認されなかった場合、申請を無効とする。実地試験を実施するときは、旅費等の実費を別途徴収する。

（審査）

- 第10条 機構専門医の新規申請における事前審査は、書類審査とし、受験審査は筆記試験、口頭試験および実技試験としてこの法人の認定審査委員会が実施する。ただし、認定審査委員会が必要と認めたときは、別に実地試験を課すことができる。
- 2 前項における書類審査は書類申請をもって行われるものである。また、筆記試験、口頭試験および実技試験は受験申請をもって行われるものである。
 - 3 書類審査は研修プログラムで満4年修練が修了した後、申請を行うことができる。ただし本内規第5条第2項に該当しない者は第5条第3項の条件を満たした後、書類審査の申請を行うことができる。
 - 4 筆記試験、口頭試験および実技試験は、研修プログラムで満4年修練が修了した後、試験を受験することができる。ただし、試験を受ける年の3月31日までに研修プログラムを満3年経過した場合においても、試験を受験することができる。ただし本内規第5条第2項に該当しない者は第5条第3項の条件を満たした後、試験を受験することができる。
 - 5 認定審査委員会は事前審査に係る書類の不備について期限を以て申請者に連絡し、期限内に回答を得られなかった場合、その申請者の申請を無効とする。
 - 6 既納の審査料は、いかなる理由であっても返還はしない。

（合格科目の取消）

- 第11条 受験審査においていずれかの科目に最初に合格した年から4年以内に、全ての科目に合格しなかったとき、または書類審査に合格しなかったときすでに合格している科目の合格を取り消す。
- 2 書類審査の合格は当年限り有効である。翌年度の審査に合格は持ち越されない。

（認定・登録）

- 第12条 この法人の認定審査委員会は、事前審査結果を理事長の承認を経て理事会に報告し、機構に通知する。機構はこの法人の事前審査結果を以て審査を行い、機構専門医の認定を行う。
- 2 事前審査に合格した者は、事前審査結果通知後に機構専門医登録料10,000円（税別）をこの法人が定める期間内に納付する。期間内に登録料の納付が確認されなかった場合は合格を取り消す。
 - 3 既納の登録料は、いかなる理由であっても返還はしない。
 - 4 機構はこの法人に機構専門医の認定の通知を行い、申請者に認定証を発行する。この法人は認定の通知を受けて、機構に登録料を支払う。

第3章 更新認定

(更新)

第13条 専門医資格の有効期間が終了し、引き続き機構専門医資格の継続を希望する者は、有効期間が終了する前に所定の更新の手続きをしなければならない。

(更新資格)

第14条 機構専門医資格の更新を希望する者は、以下の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない。

- (1) 現に専門医の資格を有し、その有効期間が終了する年度に達していること
- (2) 専門医の資格を取得後、引き続き週3日以上単一の医育機関病院や病院施設で麻酔科関連業務に従事していること。
- (3) 更新申請する年の5年前の4月1日から更新申請する年の3月31日までの間に所定の単位実績があること。

(従事状況の証明)

第15条 前条第2号に定める週3日以上単一の医育機関病院や病院施設で麻酔科関連業務に従事している勤務実態を証明するものとして職務経歴・麻酔経歴書、ならびに診療実績を提出すること。この法人の認定審査委員会はこれらの提出書類を以て総合的に審査を行う。

- (1) 管理・教育業務（学長、病院長、医学部長、安全管理責任者）に専従している者の従事規定基準は問わない。
- (2) 麻酔科の事業所を申請者が開設している際には、業務連携が確認できれば週3日単一施設での勤務とみなす。麻酔実施病院との業務提携を証明する書類を提出すること。事業所は、診療所の開設届を所轄の保健所へ提出し、保険医療機関の指定を厚生局から受けている麻酔科診療所であること。
- (3) 厚生労働省、地方厚生局、国際機関、その他公益性の高い医療行政・教育・研究機関に勤務し、麻酔科関連の管理・教育・行政業務に従事している場合は、従事要件を満たしているものとみなす。ただし、その適否については認定審査委員会において審査・決定する。

(実績)

第16条 この内規第13条第3号に定める所定の単位実績は50単位とする。取得単位の区分は、以下の各号とし、それぞれの取得要件についてはこの法人の認定審査委員会が別に定める。

- (1) 診療実績
 - (2) 専門医共通講習受講実績
 - (3) 麻酔科領域講習受講実績
 - (4) 学術業績・診療以外の実績
- 2 前項(1)号は手術麻酔、集中治療・救急医療、ペインクリニック、入院患者疼痛管理・緩和ケア等の麻酔関連業務の5年間の症例数を記載した臨床実績報告書を以て証明する。

(更新申請)

- 第17条 機構専門医資格の更新を希望する者は、この法人の認定審査委員会の指定する方法により事前審査の申請を行う。この法人は事前審査を行い、その申請内容と事前審査結果を機構に提出し、機構はこれを審査する。
- 2 機構専門医更新申請の受付期間は、認定期間が終了する年の前年9月1日から10月31日までとする。この法人の認定審査委員会から指定があった場合は、指定された日程に変更する。
 - 3 機構専門医更新申請における事前審査料は、30,000円（税別）とし、申請時に納付する。この法人が定める期間内に事前審査料の納付が確認されなかった場合、申請を無効とする。

(更新審査)

- 第18条 機構専門医更新申請における事前審査は書類審査とし、この法人の認定審査委員会が実施する。ただし、必要に応じて追加審査を行う場合がある。
- 2 認定審査委員会は事前審査に係る書類の不備について期限を以て申請者に連絡し、期限内に回答を得られなかった場合、その申請者の申請を無効とする。
 - 3 既納の審査料は、いかなる理由であっても返還はしない。

(認定・登録)

- 第19条 この法人の認定審査委員会は、事前審査結果を理事長の承認を経て理事会に報告し、機構に通知する。機構はこの法人の事前審査結果を以て審査を行い、機構専門医の認定を行う。
- 2 事前審査に合格した者は、事前審査結果通知後に機構専門医登録料10,000円（税別）をこの法人が定める期間内に納付する。期間内に登録料の納付が確認されなかった場合、合格を取り消す。
 - 3 既納の登録料は、いかなる理由であっても返還はしない。
 - 4 機構はこの法人に機構専門医の認定の通知を行い、申請者に認定証を発行する。この法人は認定の通知を受けて、機構に登録料を支払う。

(麻酔関連業務非従事期間（非従事期間）の申請)

- 第20条 この法人の認定審査委員会は機構専門医がその単位取得期間中に以下に掲げる事由により単一施設で週3日以上麻酔科関連の業務に従事できなかった期間がある場合、非従事期間の申請ができる。
- 妊娠、出産、育児、病気療養、介護、災害被災、国外留学、義務年限を有する就労
- 2 非従事期間は週単位とし別表(1)の区分とする。
 - 3 機構専門医の認定資格は、非従事期間の取得の有無にかかわらず認定開始から5年間とする。
 - 4 非従事期間に関する申請は、認定期間終了年度に一括して行う。

(機構専門医休止期間（休止期間）)

- 第21条 1年以上（53週以上）の非従事期間を取得した者は、別表(1)の通り認定期間終了後から年単位の休止期間が発生し、更新が見送られる。
- 2 休止期間中は、機構専門医の資格は休止となる。
 - 3 休止期間の認定は、認定審査委員会により審議され、結果が通知される。
 - 4 資格の復活には、休止期間終了年度に再認定を申請することが必要である。審査に不合格となれば資格は喪失する。
 - 5 休止期間は最大で4年間とする。

第4章 再認定

(資格の再認定)

第22条 以下に掲げる事由に該当するとき、機構専門医の再認定を申請することができる。

- (1) この内規第20条に掲げる事由により休止期間を取得したとき
- (2) この内規第4条第1項第2号および第3号に掲げる事由、および休止期間が認められない事由によりその資格を喪失し、資格喪失後10年以内のとき

(申請条件)

第23条 機構専門医資格の再認定を希望する者は、以下の各号に掲げる事由による要件をすべて満たさなければならない。

- 1 休止期間を取得した者
 - (1) 単一施設週3日以上の医育機関病院や病院施設で麻酔科関連業務での従事
 - (2) 機構専門医更新の必須単位に加え、休止期間に応じた所定の追加実績
- 2 第22条第1項(2)に該当する者のうち学会認定専門医から機構専門医への移行更新に不合格となり学会認定専門医を喪失した者
 - (1) 再認定申請時に週3日以上単一の医育機関病院や病院施設で麻酔科関連業務に従事している所定の勤務実績があること。かつ再認定申請時に申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までで所定の勤務実績があること。
 - (2) 機構専門医更新に必要な単位実績に加え、以下の条件を満たすこと
専門医資格喪失原則4年以内の者：資格喪失後、所定の追加実績
専門医資格喪失原則5年以降10年以内の者、機構専門医の申請を一度も行わずに喪失した者：機構専門医新規申請の要件にて申請可、ただし研修プログラムの再履修は必要ないが、所定の業務内容実績を満たすこと
- 3 前項以外で資格を喪失した者
 - (1) 再認定申請時に週3日以上単一の医育機関病院や病院施設で麻酔科関連業務に従事している所定の勤務実績があること
 - (2) 機構専門医更新に必要な単位実績に加え、以下の条件を満たすこと
専門医資格喪失原則2年以内の者：資格喪失後、所定の追加実績
専門医資格喪失原則3年以降4年以内の者：資格喪失後、日本麻酔科学会学術集会1回の参加、所定の追加実績、専門医試験（口頭試験、実技試験）の合格
専門医資格喪失原則5年以降10年以内の者：機構専門医新規申請の要件にて申請可、ただし研修プログラムの再履修は必要ないが、所定の業務内容実績を満たすこと

(実績)

第24条 前条に定める診療実績は、この内規第16条に定める区分に基づき、算定する。必要な単位実績数は別表(1)の休止期間に応じて定める。

(再認定申請)

第25条 機構専門医資格の再認定を希望する者は、この法人の認定審査委員会の指定する方法により事前審査の申請を行う。この法人は事前審査を行い、その申請内容と事前審査結果を機構に提出し、機構はこれを審査する。

- 2 機構専門医再認定申請の受付期間は、毎年5月1日から6月30日する。この法人の認定審査委員会から指定があった場合は、指定された日程に変更する。
- 3 機構専門医再認定における事前審査料は、30,000円（税別）とし、申請時に納付する。再認定において試験の受験がある者の審査料は受験審査30,000円（税別）、書類審査10,000円（税別）とする。この法人が定める期間内に事前審査料の納付が確認されなかった場合、申請を無効とする。

- 4 再認定において試験の受験がある者で、書類審査に合格しない場合は、試験を受験することはできない。また、実地試験を実施するときは、旅費等の実費を別途徴収する。

(再認定者の審査)

- 第26条 機構専門医再認定申請における事前審査は書類審査、あるいは書類審査と試験の実施とし、この法人の認定審査委員会が事前審査を実施する。
- 2 認定審査委員会は事前審査に係る書類の不備について期限を以て申請者に連絡し、期限内に回答を得られなかった場合、その申請者の申請を無効とする。
 - 3 既納の審査料は、いかなる理由であっても返還はしない。

(合格科目の取消)

- 第27条 機構専門医再認定の合格科目の取消は、この内規第11条の規定を適用する。

(認定・登録)

- 第28条 この法人の認定審査委員会は、事前審査結果を理事長の承認を経て理事会に報告し、機構に通知する。機構はこの法人の事前審査結果を以て審査を行い、機構専門医の再認定を行う。
- 2 事前審査に合格した者は、事前審査結果通知後に機構専門医登録料10,000円（税別）をこの法人が定める期間内に納付する。期間内に登録料の納付が確認されなかった場合、合格を取り消す。
 - 3 既納の登録料は、いかなる理由であっても返還はしない。
 - 4 機構はこの法人に機構専門医の認定の通知を行い、申請者に認定証を発行する。この法人は認定の通知を受けて、機構に登録料を支払う。

第5章 補 則

(雑 則)

- 第29条 この内規に定める事項のほか、機構専門医の認定に関し必要な事項は別に定める。

(内規の変更)

- 第30条 この内規の変更は、諸規則制定に関する規程第4条（4）に従ってなす。

附 則

- この内規は 2021 年 4 月 1 日以降に機構専門医の新規認定審査を受けようとする者, 2019 年 4 月 1 日以降に専門医の認定期間を終了し, 機構専門医を更新するもの, または 2019 年 4 月 1 日以降に暫定専門医の認定期間を終了する者に適用する. なお, 2017 年度開始の学会認定研修プログラムに参加する者は, 認定審査委員会が定める所定の要件を適用する.
- 2019 年 3 月 31 日以前に専門医の認定期間終了し, 専門医を更新する者は別に定める申し合わせを参照する.
- 審査料および登録料の税別は, 2019 年 4 月 1 日から施行する.

別表(1)

週 3 日以上麻醉 科関連業務への 非従事期間	相当する休止期間
～ 52 週	0 年
53 ～ 104 週	1 年
105 ～ 156 週	2 年
157 ～ 208 週	3 年
209 ～ 260 週	4 年